

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 05 R0
提出年月日	令和3年2月15日

設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について

(4条, 5条, 6条, 11条, 15条, 22条)

## 目 次

1. 概要 ..... 1
2. 説明範囲 ..... 1
3. 技術基準規則への適合要否の考え方、適合内容の既認可からの変更有無の考え方·· 1

添付1 申請対象設備の技術基準規則への適合要否及び既認可からの変更について

1. 概要

本資料は、第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請の【設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理】における記載内容に関して、技術基準規則への適合要否の考え方、適合内容の既認可からの変更有無の考え方について説明するものである。

2. 説明範囲

本資料では、「技術基準規則 第二章 安全機能を有する施設 第4条～第25条」のうち、以下の条項を説明範囲とする。

技術基準規則	説明回次		
	3	4	5
第4条 核燃料物質の臨界防止	○		
第5条 安全機能を有する施設の地盤	○		
第6条 地震による損傷の防止	○		
第7条 津波による損傷の防止			○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止		○	
第9条 加工施設への不法な侵入等の防止			○
第10条 閉じ込めの機能		○	
第11条 火災等による損傷の防止	○		
第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止			○
第13条 安全避難通路等			○
第14条 安全機能を有する施設		○	
第15条 材料及び構造	○		
第16条 搬送設備			○
第17条 核燃料物質の貯蔵施設			○
第18条 警報設備等		○	
第19条 放射線管理施設			○
第20条 廃棄施設		○	
第21条 核燃料物質等による汚染の防止		○	
第22条 遮蔽	○		
第23条 換気設備		○	
第24条 非常用電源設備			○
第25条 通信連絡設備			○

3. 技術基準規則への適合要否の考え方、適合内容の既認可からの変更有無の考え方

【設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理】では、技術基準規則の要求事項に対して必要な機能の有無によりそれぞれの記号を付している。

【設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理】に既認可における適合要否の情報を付与し下表のとおり識別したものを添付1に示す。

既認可	今回申請	添付1の記号の組合せによる識別の説明
—	○	技術基準規則の要求事項の追加又は変更並びに設計内容の変更により、新たに当該条項に対する適合説明を行うもの。 (例) 外部事象に関する適合説明、新設設備の適合説明 等
○	○	技術基準規則の要求事項の追加又は変更並びに設計内容の変更に関する適合説明を行うもの。 (例) 耐震設計条件の変更に関する適合説明、設備改造等による変更に関する適合説明 等
○	△	技術基準規則の要求事項の追加又は変更並びに設計内容の変更がないため適合説明が不要なもの。 (例) 耐圧強度に関する適合説明 等

## 添付 1

申請対象設備の技術基準規則への適合要否及び既認可からの変更について

## 第 4 条 核燃料物質の臨界防止

(第 4 回申請分)





設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D/B区分	耐震設計	備考
162	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	Hfセンサ	—	—	—	4	確認	非安重	1G	
165	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	モニタリングポスト	周辺監視区域境界付近	3	台	4	確認	非安重	第3類	
166	放射線管理施設	試料分析関係設備	放射能測定装置	—	—	—	4	確認	非安重	—	
167	放射線管理施設	個人管理用測定設備	個人線量計	—	—	—	4	確認	非安重	—	
168	放射線管理施設	出入管理関係設備	ゲート	—	—	—	4	確認	非安重	—	
169	放射線管理施設	出入管理関係設備	退出モニタ	—	—	—	4	確認	非安重	—	
170	放射線管理施設	出入管理関係設備	シャワー	—	—	—	4	確認	非安重	—	
171	放射線管理施設	その他の放射線防護設備	放射線防護具類	—	—	—	4	確認	非安重	—	
172	放射線管理施設	その他設備	気象観測機器	—	—	—	4	確認	非安重	—	
173	放射線管理施設	その他設備	放射能観測率	—	—	—	4	確認	非安重	—	
177	その他の加工施設	非常用設備	消火器	—	—	—	4	確認	非安重	—	
178	その他の加工施設	非常用設備	消火設備	—	—	—	4	確認	非安重	—	
179	その他の加工施設	非常用設備	屋外消火栓設備	—	—	—	4	改造	非安重	—	
181	その他の加工施設	非常用設備	防火水槽	—	—	—	4	新設	非安重	—	
186	その他の加工施設	非常用設備	1号無停電電源装置	中央操作棟	4	台	4	確認	非安重	第2類	
187	その他の加工施設	非常用設備	2号無停電電源装置	中央操作棟	6	台	4	改造	非安重	第2類	
188	その他の加工施設	非常用設備	直流電源設備(蓄電池盤)	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	第2類	
189	その他の加工施設	非常用設備	直流電源設備(充電器盤)	中央操作棟	3	台	4	改造	非安重	第2類	
239	濃縮施設	カスケード設備	圧力計(製品濃縮度 )	2号発回均質棟	2	台					
240	濃縮施設	カスケード設備	差圧計(製品濃縮度 )	2号発回均質棟	2	台					
241	濃縮施設	カスケード設備	圧力計(製品濃縮度 )	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	第3類	カスケード設備主要配管の計測制御系
242	濃縮施設	カスケード設備	濃縮度測定装置	2号発回均質棟	2	台					
243	—	—	圧力・流量及び濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロック	—	—	—					
244	—	—	地震計(水平)	中央操作棟	6	台					
245	—	—	地震計(鉛直)	中央操作棟	6	台	4	新設	非安重	第3類	第1類に用いる地震計を用いて耐震性を評価
246	—	—	地震発生時のカスケード排気のインターロック、地震発生時の加熱停止のインターロック	—	—	—					
247	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計(原料シリンダ内圧力)	2号発回均質棟	7	台					
248	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体(発生槽内温度)	2号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系
249	—	—	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	—	—	—					
250	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体(温ユニット温度)	2号発回均質棟	2	台					
251	—	—	温ユニット温度異常による加熱停止のインターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系

既認可			今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象(変更内容により説明が必要) △：適合説明対象外(既認可から変更がないため説明が不要) —：適合説明対象外
第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	計器自体は臨界質量以上のウランを取り扱うものではないため、臨界管理対象外だが、カスケード及びカスケードより下流側の臨界管理対象機器における濃縮度の制限値(5%)を担保する機能の濃縮度管理インターロックの構成機器であるため、詳細については18条の警報設備で説明する。 第4条の適合説明においては当該インターロックを設けることのみを示す。
—	—	—	—	—	—	濃縮度0.95%以上のウランを取り扱わないことから対象外。
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考
315	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号カスケード棟	5	台	4	確認	非安重	第3類	1号中間室系排風機の計測制御系
316	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—					
317	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	1号発生回収室系排風機の計測制御系
318	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—					
319	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	1号均質室系排風機の計測制御系
320	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—					
321	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	2号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	2号発回均質棟系排風機の計測制御系
322	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—					

既認可			今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外
第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	
核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止					
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上

※表中の赤字は、設工認申請書の記載の適正化を図る箇所を示す。

第 5 条 安全機能を有する施設の地盤

(第 4 回申請分)



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可	今回申請	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p><b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b></p> <p>【既認可】欄 ○：適合説明対象 －：適合説明対象外</p> <p>【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外</p>
												第五条	第五条	
73	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
74	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
75	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理室送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
76	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
77	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
78	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第2類	中央操作棟	－	－	同上
79	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	分析室送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
80	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	中央操作棟	－	－	同上
81	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
82	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	中央操作棟	－	－	同上
83	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
84	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風フィルタユニット	中央操作棟	16 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
85	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排気フィルタユニット	中央操作棟	12 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
86	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	14 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	中央操作棟	－	－	同上
87	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第2類	中央操作棟	－	－	同上
88	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	中央操作棟	－	－	同上
89	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
90	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
91	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
92	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
93	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	中央操作棟	－	－	同上
94	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
95	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
96	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号送気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,2,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
97	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
98	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
99	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,2,3類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上
100	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	－	式	4	確認	非安重	第1,2類	ウラン濃縮建屋他	－	－	同上



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可	今回申請		
239	濃縮施設	カスケード設備	圧力計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	第3類	カスケード設備 主要配管の計測制御系	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設の地盤	<b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b> 【既認可】欄 ○：適合説明対象 -：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） -：適合説明対象外	
240	濃縮施設	カスケード設備	差圧計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台						-	-		同上
241	濃縮施設	カスケード設備	圧力計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台						-	-		同上
242	濃縮施設	カスケード設備	濃縮度測定装置	2号発回均質棟	2	台						-	-		同上
243	-	-	圧力・流量及び濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
244	-	-	地震計（水平）	中央操作棟	6	台	4	新設	非安重	第3類	第1類に用いる地震力を用いて耐震性を評価	-	-		同上
245	-	-	地震計（鉛直）	中央操作棟	6	台						-	-		同上
246	-	-	地震発生時のカスケード排気のインターロック、地震発生時の加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-		同上
247	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（原料シリンダ内圧力）	2号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系	-	-		同上
248	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（発生槽内温度）	2号発回均質棟	7	台						-	-		同上
249	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-		同上
250	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（温水ユニット温度）	2号発回均質棟	2	台						-	-		同上
251	-	-	温水ユニット温度高による加熱停止のインターロック	-	-	-	-	-	同上						
252	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（製品コールドトラップ内圧力）	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2号製品コールドトラップの計測制御系	-	-		同上
253	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（製品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台						-	-		同上
254	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	同上	
255	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（製品ガス移送ヘッダ圧力）	2号発回均質棟	2	台	4	確認	非安重	第3類	2号製品コールドトラップの計測制御系	-	-	同上	
256	-	-	製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	-	-	-						-	-	同上	
257	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	重量計（シリンダ重量）	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2号製品回収槽の計測制御系	-	-	同上	
258	-	-	重量異常高による過充填防止のインターロック	-	-	-						-	-	同上	
259	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（2A廃品コールドトラップ内圧力）	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2A廃品コールドトラップの計測制御系	-	-	同上	
260	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（2A廃品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台						-	-	同上	
261	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	同上	
262	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（廃品ガス移送ヘッダ圧力）	2号発回均質棟	2	台						-	-	同上	
263	-	-	廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	-	-	-	-	-	同上						



## 第6条 地震による損傷の防止

(第4回申請分)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
3	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE-2A共通)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	—	式	4	改造	非安重	1G	
4	濃縮施設	カスケード設備	2A製品ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	撤去	—	—	
5	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号発生槽	2号発回均質棟	7	基	4	改造	非安重	1G	
6	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号圧力調整槽	2号発回均質棟	1	基	4	確認	非安重	1G	
7	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G	
8	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G	
9	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2A廃品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G	
10	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号廃品回収槽	2号発回均質棟	14	基	4	改造	非安重	1G	
11	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
12	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
13	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	第3類	
14	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G	
15	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
16	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
17	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	
18	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G	
19	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
20	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
21	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	
22	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号一般バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	確認	非安重	1G	
23	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号一般バージ系ブースタポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G	
24	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号一般バージ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G	
25	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号一般バージ系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	第1類	
26	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号一般バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	第3類	
27	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	主要配管	2号発回均質棟	—	式	4	改造	非安重	1G	
70	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	14B中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
71	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1CD中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
72	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排風機	中央操作棟	3 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
73	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
74	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系還気送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
75	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理室送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
76	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
77	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	

既認可			今回の申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】 欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】 欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要（第3類を除く）） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外 【略語の説明】 「変更により対象とする。」：割増し係数の変更、耐震重要度分類の変更（嵩上げ）、設計基準を超える条件に対する考慮の追加により適合説明の対象とするもの。 「第3類のため対象外とする。」：割増し係数の変更がないこと、第3類に耐震重要度分類を変更した場合においては既認可の評価にて第3類の地震力より大きい地震力で評価していることから変更に係る説明の対象外とするもの。 新設する第3類設備を含む） ※本施設には、安全上重要な施設がないため第2項及び第3項は対象外。
第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
—	—	—	—	—	—	撤去機器のため対象外。
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—	—	○	—	—	同上
○	—	—	△	—	—	「第3類のため対象外とする。」
○	—	—	○	—	—	「変更により対象とする。」
○	—					

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
78	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送気送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第2類	
79	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	分析室送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
80	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	
81	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系送風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
82	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排風機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	
83	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
84	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送気フィルタユニット	中央操作棟	16 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
85	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排気フィルタユニット	中央操作棟	12 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
86	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	14 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	
87	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第2類	
88	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類	
89	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	
90	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
91	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
92	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
93	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気機	中央操作棟	2 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類	
94	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.3類	
95	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.3類	
96	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号送気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.2.3類	
97	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.3類	
98	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.3類	
99	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.2.3類	
100	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	-	式	4	確認	非安重	第1.2類	
153	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用HfモニタA	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類	
154	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用HfモニタB	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類	
155	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	発生回収室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類	
156	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	均質室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類	
157	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	エアスノッファ	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	
158	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	サーバイメータ	-	-	-	4	確認	非安重	-	
159	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	積算量計	-	-	-	4	確認	非安重	-	
160	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	ダストサンプラ	-	-	-	4	確認	非安重	-	
161	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	可搬式HF検知警報装置	-	-	-	4	確認	非安重	-	

既認可			今回の申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 -：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要（第3類を除く）） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） -：適合説明対象外 【略語の説明】 「変更により対象とする。」：割増し係数の変更、耐震重要度分類の変更、嵩上げ、設計基準を超える条件に対する考慮の追加により適合説明の対象とするもの。 「第3類のため対象外とする。」：割増し係数の変更がないこと、第3類に耐震重要度分類を変更した場合においては既認可の評価にて第3類の地震力より大きい地震力で評価していることから変更に係る説明の対象外とするもの。新設する第3類設備を含む） ※本施設には、安全上重要な施設がないため第2項及び第3項は対象外。
第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	
○	-	-	○	-	-	「変更により対象とする。」
-	-	-	○	-	-	「第3類のため対象外とする。」
○	-	-	○	-	-	「変更により対象とする。」
-	-	-	○	-	-	「第3類のため対象外とする。」
○	-	-	○	-	-	「変更により対象とする。」
○	-	-	△	-	-	「第3類のため対象外とする。」
○	-	-	△	-	-	同上
○	-	-	△	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	「変更により対象とする。」
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	△	-	-	「第3類のため対象外とする。」
○	-	-	△	-	-	「第3類のため対象外とする。」
○	-	-	△	-	-	同上
○	-	-	△	-	-	同上
-	-	-	○	-	-	新たに規制対象とする既設の設備であるため対象とする。
-	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	「変更により対象とする。」
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	同上
○	-	-	○	-	-	同上
-	-	-	△	-	-	「第3類のため対象外とする。」
-	-	-	-	-	-	耐震性を求める機器ではないため対象外とする。
-	-	-	-	-	-	同上
-	-	-	-	-	-	同上
-	-	-	-	-	-	同上



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
250	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（温水电ユニット温度）	2号発回均質棟	2	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系
251	—	—	温水电ユニット温度高による加熱停止のインターロック	—	—	—					
252	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 製品コールドトラップ内圧力	2号発回均質棟	4	台					
253	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（製品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台					
254	—	—	圧力異常又は温度異常による加熱停止のインターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号製品コールドトラップの計測制御系
255	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 製品ガス移送ヘッダ圧力	2号発回均質棟	2	台					
256	—	—	製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	—	—	—					
257	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	重量計（シリンド重量）	2号発回均質棟	4	台					
258	—	—	重量異常による過充填防止のインターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号製品回収槽の計測制御系
259	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 2A廃品コールドトラップ内圧力	2号発回均質棟	4	台					
260	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（2A廃品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台					
261	—	—	圧力異常又は温度異常による加熱停止のインターロック	—	—	—					
262	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 廃品ガス移送ヘッダ圧力	2号発回均質棟	2	台	4	確認	非安重	第3類	2A廃品コールドトラップの計測制御系
263	—	—	廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	—	—	—					
264	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	重量計（シリンド重量）	2号発回均質棟	8	台					
265	濃縮施設	—	重量異常による過充填防止のインターロック	—	—	—					
266	—	—	廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始インターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号製品回収槽の計測制御系
267	—	—	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	—	—	—					
268	—	—	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	—	—	—					
269	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 2号一般バージ系コールドトラップ内圧力	2号発回均質棟	3	台					
270	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（2号一般バージ系コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	3	台	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップの計測制御系
271	—	—	圧力異常又は温度異常による加熱停止のインターロック	—	—	—					
272	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力計 均質槽F（均質槽入口圧力）	2号発回均質棟	2	台					
273	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計 原料シリンド槽（原料シリンド槽入口圧力）	2号発回均質棟	1	台					
274	—	—	回収槽側圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップの計測制御系

既認可			今回の申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要（第3類を除く）） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外 【略語の説明】 「変更により対象とする。」：割増し係数の変更、耐震重要度分類の変更（嵩上げ）、設計基準を超える条件に対する考慮の追加により適合説明の対象とするもの。 「第3類のため対象外とする。」：割増し係数の変更がないこと、第3類に耐震重要度分類を変更した場合においては既認可の評価にて第3類の地震力より大きい地震力で評価していることから変更に係る説明の対象外とするもの。 新設する第3類設備を含む） ※本施設には、安全上重要な施設がないため第2項及び第3項は対象外。
第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
275	—	—	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	—	—	—	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ系ロータリポンプの計測制御系
315	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号カスケード棟	5	台	4	確認	非安重	第3類	1号中間室系排風機の計測制御系
316	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—	—	—	—	—	—
317	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	1号発生回収室系排風機の計測制御系
318	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—	—	—	—	—	—
319	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	1号均質室系排風機の計測制御系
320	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—	—	—	—	—	—
321	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	2号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	2号発回均質棟系排風機の計測制御系
322	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—	—	—	—	—	—

既認可			今回の申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要（第3類を除く）） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外 【略語の説明】 「変更により対象とする。」：割り増し係数の変更、耐震重要度分類の変更（嵩上げ）、設計基準を超える条件に対する考慮の追加により適合説明の対象とするもの。 「第3類のため対象外とする。」：割り増し係数の変更がないこと、第3類に耐震重要度分類を変更した場合において既認可の評価にて第3類の地震力より大きい地震力で評価していることから変更に係る説明の対象外とするもの。 新設する第3類設備を含む） ※本施設には、安全上重要な施設がないため第2項及び第3項は対象外。
第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上

第 11 条 火災等による損傷の防止  
(第 4 回申請分)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D/B区分	前機設計	備考	既認可							今回申請							技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 -：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が必要） -：適合説明対象外 ※本施設には安全上重要な施設がないこと、水素その他可燃性ガスを取り扱う設備及び焼結設備その他の加熱を行う設備はないため、第2項、第4項～第7項は対象外。
												火災等による損傷の防止							火災等による損傷の防止							
												第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	
3	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 HE-2A内通)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	—	式	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。
4	濃縮施設	カスケード設備	2A製品ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	撤去	-	-		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	撤去機器であるため対象外。	
5	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号発生槽	2号発回均質棟	7	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
6	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号圧力調整槽	2号発回均質棟	1	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
7	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
8	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
9	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2A製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
10	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	14	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
11	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
12	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	第1類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（脱ガスバランダリ）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
13	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
14	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 設備更新により主要材料を変更するため適合説明の対象とする。	
15	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
16	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	第1類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（脱ガスバランダリ）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
17	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
18	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ブースタポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 設備更新により主要材料を変更するため適合説明の対象とする。	
19	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
20	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安全	第1類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（脱ガスバランダリ）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
21	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
22	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号一般バジ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
23	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号一般バジ系ブースタポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
24	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号一般バジ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
25	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号一般バジ系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安全	第1類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（脱ガスバランダリ）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
26	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	2号一般バジ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	同上	
27	濃縮施設	IF <sub>6</sub> 処理設備	主要配管	2号発回均質棟	—	式	4	改造	非安全	1G		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
70	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1AB中間系系送風機	1号カスケード棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能（給気）喪失時の影響の程度により対象外。	
71	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1CD中間系系送風機	1号カスケード棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
72	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間系系排風機	中央操作棟 (内子機1)	3	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（負圧維持）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
73	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（給気）喪失時の影響の程度により対象外。	
74	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系送風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
75	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理系送風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
76	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	安全機能（負圧維持）喪失時の影響の程度により対象とする。 主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
77	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	既設	非安全	第3類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能（給気）喪失時の影響の程度により対象外。	
78	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系送風機	中央操作棟 (内子機1)	2	基	4	確認	非安全	第2類		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	







## 第 15 条 材料及び構造

(第 4 回申請分)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
3	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE-2A共通)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	—	式	4	改造	非安重	1G	
4	濃縮施設	カスケード設備	2A製品ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	撤去	—	—	
5	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号発生槽	2号発回均質棟	7	基	4	改造	非安重	1G	
6	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号圧力調整槽	2号発回均質棟	1	基	4	確認	非安重	1G	
7	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G	
8	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G	
9	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2A製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G	
10	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	14	基	4	改造	非安重	1G	
11	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
12	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
13	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	第3類	
14	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G	
15	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
16	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
17	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	
18	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ブースタポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G	
19	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G	
20	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類	
21	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類	
22	濃縮施設	UF <sub>n</sub> 処理設備	2号一般バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	確認	非安重	1G	

既認可		今回申請		<b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b> 【既認可】 欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 —：適合説明対象外  【今回申請】 欄 ○：適合説明対象 (変更内容により説明が必要) △：適合説明対象外 (既認可から変更がないため説明が不要) —：適合説明対象外
第十五条 第1項	第十五条 第2項	第十五条 第1項	第十五条 第2項	
○	○	△	△	
—	—	—	—	容器及び管に該当しないため対象外。
—	—	—	—	同上
○	○	△	△	UF6を内包する設備であり、安全上重要 (耐震重要度分類第1類又は第2類) な容器又は管であることから既認可から適合説明の対象としている。 今回の申請においては、技術基準の要求事項に変更がなく、強度評価に係る仕様に変更がないため適合説明の対象外とする。
○	○	△	△	同上
—	—	—	—	容器及び管に該当しないため対象外。
○	○	△	△	UF6を内包する設備であり、安全上重要 (耐震重要度分類第1類又は第2類) な容器又は管であることから既認可から適合説明の対象としている。 今回の申請においては、技術基準の要求事項に変更がなく、強度評価に係る仕様に変更がないため適合説明の対象外とする。
—	—	—	—	UF6を内包する設備ではないため対象外。
—	—	—	—	容器及び管に該当しないため対象外。
—	—	—	—	同上
○	○	△	△	UF6を内包する設備であり、安全上重要 (耐震重要度分類第1類又は第2類) な容器又は管であることから既認可から適合説明の対象としている。 今回の申請においては、技術基準の要求事項に変更がなく、強度評価に係る仕様に変更がないため適合説明の対象外とする。
—	—	—	—	UF6を内包する設備ではないため対象外。
—	—	—	—	容器及び管に該当しないため対象外。
—	—	—	—	同上
○	○	△	△	UF6を内包する設備であり、安全上重要 (耐震重要度分類第1類又は第2類) な容器又は管であることから既認可から適合説明の対象としている。 今回の申請においては、技術基準の要求事項に変更がなく、強度評価に係る仕様に変更がないため適合説明の対象外とする。
—	—	—	—	UF6を内包する設備ではないため対象外。
—	—	—	—	容器及び管に該当しないため対象外。
○	○	△	△	UF6を内包する設備であり、安全上重要 (耐震重要度分類第1類又は第2類) な容器又は管であることから既認可から適合説明の対象としている。 今回の申請においては、技術基準の要求事項に変更がなく、強度評価に係る仕様に変更がないため適合説明の対象外とする。









設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		<b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b> 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 ー：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） ー：適合説明対象外
												第十五条第1項	第十五条第2項	第十五条第1項	第十五条第2項	
317	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	1号発生回収室系排風機の計測制御系	—	—	—	—	同上
318	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—										
319	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	1号均質室系排風機の計測制御系	—	—	—	—	同上
320	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—										
321	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	2号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	2号発回均質棟系排風機の計測制御系	—	—	—	—	同上
322	—	—	第1種管理区域の排気機能維持	—	—	—										

第 22 条 遮蔽

(第 4 回申請分)





設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 －：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外 ※本施設は遮蔽設備の設置が不要なため、第2項は対象外。 ※申請書においては、施設全体の線源評価となることから、個別の設備に表記するのではなく、施設共通として表記した。
												第二十二 条第1 項	第二十二 条第2 項	第二十二 条第1 項	第二十二 条第2 項	
												遮蔽	遮蔽	遮蔽	遮蔽	
155	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	発生回収室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		－	－	－	－	同上
156	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	均質室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		－	－	－	－	同上
157	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	エアスニフファ	－	－	－	4	確認	非安重	第3類		－	－	－	－	同上
158	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	サーベイメータ	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
159	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	積算線量計	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
160	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	ダストサンブラ	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
161	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	可搬式H検知警報装置	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
162	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	Hfセンサ	－	－	－	4	確認	非安重	1G		－	－	－	－	同上
165	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	モニタリングポスト	周辺監視区域境界付近	3	台	4	確認	非安重	第3類		－	－	－	－	同上
166	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	放射能測定装置	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
167	放射線管理施設	個人管理用測定設備	個人線量計	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
168	放射線管理施設	出入管理関係設備	ゲート	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
169	放射線管理施設	出入管理関係設備	退出モニタ	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
170	放射線管理施設	出入管理関係設備	シャッター	－	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
171	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護設備	放射線防護器具類	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
172	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
173	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
177	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
178	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	確認	非安重	－		－	－	－	－	同上
179	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	改造	非安重	－		－	－	－	－	同上
181	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	－	－	4	新設	非安重	－		－	－	－	－	同上
186	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	中央操作棟	4	台	4	確認	非安重	第2類	－	－	－	－	同上
187	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	中央操作棟	6	台	4	改造	非安重	第2類	－	－	－	－	同上
188	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	第2類	－	－	－	－	同上
189	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線防護器具類	中央操作棟	3	台	4	改造	非安重	第2類	－	－	－	－	同上
239	濃縮施設	カスケード設備	圧力計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台						－	－	－	－	同上
240	濃縮施設	カスケード設備	差圧計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台						－	－	－	－	同上
241	濃縮施設	カスケード設備	圧力計（製品濃縮度 ████████ ）	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	第3類	カスケード設備 主要配管の 計測制御系	－	－	－	－	同上
242	濃縮施設	カスケード設備	濃縮度測定装置	2号発回均質棟	2	台						－	－	－	－	同上
243	濃縮施設	カスケード設備	圧力・流量及び濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロック	2号発回均質棟	2	台						－	－	－	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】 備 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 －：適合説明対象外 【今回申請】 備 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外 ※本施設は遮蔽設備の設置が不要なため、第2項は対象外。 ※申請書においては、施設全体の線源評価とことから、個別の設備に表記するのではなく、施設共通として表記した。					
												第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項	第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項						
244	-	-	地震計（水平）	中央操作棟	6	台	4	新設	非安重	第3類	第1類に用いる地震力を用いて耐震性を評価	-	-	-	-	同上					
245	-	-	地震計（鉛直）	中央操作棟	6	台						-	-	-	-	同上					
246	-	-	地震発生時のカスケード排気のインターロック、地震発生時の加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
247	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（原料シリング内圧力）	2号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系	-	-	-	-	同上					
248	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（発生槽内温度）	2号発回均質棟	7	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
249	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
250	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（温水ユニット温度）	2号発回均質棟	2	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計測制御系	-	-	-	-	同上					
251	-	-	温水ユニット温度高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
252	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（製品コールドトラップ内圧力）	2号発回均質棟	4	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
253	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（製品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2号製品コールドトラップの計測制御系	-	-	-	-	同上					
254	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
255	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（製品ガス移送ヘッダ圧力）	2号発回均質棟	2	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
256	-	-	製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号製品コールドトラップの計測制御系	-	-	-	-	同上					
257	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	重量計（シリング重量）	2号発回均質棟	4	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
258	-	-	重量異常高による過充填防止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
259	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（2A廃品コールドトラップ内圧力）	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2A廃品コールドトラップの計測制御系	-	-	-	-	同上					
260	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（2A廃品コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	4	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
261	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
262	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（廃品ガス移送ヘッダ圧力）	2号発回均質棟	2	台	4	確認	非安重	第3類	2A廃品コールドトラップの計測制御系	-	-	-	-	同上					
263	-	-	廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
264	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	重量計（シリング重量）	2号発回均質棟	8	台						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
265	濃縮施設	-	重量異常高による過充填防止のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号廃品回収槽の計測制御系	-	-	-	-	同上					
266	-	-	廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始インターロック	-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】 備 ○：適合説明対象 -：適合説明対象外 【今回申請】 備 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） -：適合説明対象外 ※本施設は遮蔽設備の設置が不要なため、第2項は対象外。 ※申請書においては、施設全体の線源評価となることから、個別の設備に表記するのではなく、施設共通として表記した。
												第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項	第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項	
267	-	-	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号捕集排気系 ロータリポン プの計測制御 系	-	-	-	-	同上
268	-	-	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2Aカスケード 排気系ロータ リポンプ（CS 系）、2号カ スケード排気系 ロータリポン プ（CB系）の 計測制御系	-	-	-	-	同上
269	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（2号一般バージ系コールドトラップ内圧力）	2号発回均質棟	3	台	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ 系コールドト ラップの計測 制御系	-	-	-	-	同上
270	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	測温抵抗体（2号一般バージ系コールドトラップ内温度）	2号発回均質棟	3	台										
271	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ 系コールドト ラップの計測 制御系	-	-	-	-	同上
272	濃縮施設	均質・ブレンド ング設備	圧力計（均質槽F）（均質槽入口圧力）	2号発回均質棟	2	台										
273	濃縮施設	UF <sub>2</sub> 処理設備	圧力計（原料シリンダ槽）（原料シリンダ槽入口圧力）	2号発回均質棟	1	台										
274	-	-	回収槽槽圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	-	-	-										
275	-	-	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号一般バージ 系ロータリポ ンプの計測制 御系	-	-	-	-	同上
315	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号カスケード棟	5	台	4	確認	非安重	第3類	1号中間室系排 風機の計測制 御系	-	-	-	-	同上
316	-	-	第1種管理区域の排気機能維持	-	-	-										
317	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	1号発回回収室 系排風機の計 測制御系	-	-	-	-	同上
318	-	-	第1種管理区域の排気機能維持	-	-	-										
319	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	1号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	1号均質室系排 風機の計測制 御系	-	-	-	-	同上
320	-	-	第1種管理区域の排気機能維持	-	-	-										
321	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計（第1種管理区域（負圧））	2号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3類	2号発回均質棟 系排風機の計 測制御系	-	-	-	-	同上
322	-	-	第1種管理区域の排気機能維持	-	-	-										

※表中の赤字は、設工認申請書の記載の適正化を図る箇所を示す。

第4条 核燃料物質の臨界防止  
(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【遠心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
1	濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機 (RE ■■■■■)	2号カスケード棟	■	機	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G	
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE ■■■■■)	2号カスケード棟 2号蒸留均置棟	—	式	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G	
3	濃縮施設	高周波電源設備	■■■■■ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類	
4	—	—	遠心機過回転防止機能	2号カスケード棟	—	—	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類	■■■■■ 高周波インバータ装置の計測制御系

※表中の赤字は、設工認申請書の記載の適正化を図る箇所を示す。

既認可			今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外
第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	
核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止	
—	—	—	○	○	—	濃縮度0.95%以上のウランを内包することから対象となる。
—	—	—	○	○	—	同上。
—	—	—	—	—	—	濃縮度0.95%以上のウランを取り扱わないことから対象外。
—	—	—	—	—	—	同上。

第5条 安全機能を有する施設の地盤  
(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【遠心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可	今回申請	<p><b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b></p> <p>【既認可】欄 ○：適合説明対象 －：適合説明対象外</p> <p>【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外</p>
												安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設の地盤	
1	濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機 (RE ■■■■)	2号カスケード棟	■	機	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G		—	—	Sクラスの施設と異なり、地盤による地震波の伝播考慮等はなく、建物の地盤支持性能を評価するものであることから、建物に関連付けて申請するため、設備及び機器は対象外としている。
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE ■■■■)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	—	式	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G		—	—	同上
3	濃縮施設	高周波電源設備	■■■■ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類		—	—	同上
4	—	—	遠心機過回転防止機能	2号カスケード棟	—	—	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類	■■■■ 高周波インバータ装置の計測制御系	—	—	同上

## 第6条 地震による損傷の防止

(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【遠心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
1	濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機 (RE-██████)	2号カスケード棟	██	機	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G	
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE-██████)	2号カスケード棟 2号蒸留均置棟	—	式	新型遠心機の更新等	新設	非安重	1G	
3	濃縮施設	高周波電源設備	██████ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	██	台	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類	
4	—	—	遠心機過回転防止機能	2号カスケード棟	—	—	新型遠心機の更新等	新設	非安重	第3類	██████ 高周波インバータ装置の計測制御系

既認可			今回の申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】 欄 ○：適合説明対象 —：適合説明対象外 【今回申請】 欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要（第3類を除く）） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） —：適合説明対象外 【略語の説明】 「変更により対象とする。」：割増し係数の変更、耐震重要度分類の変更（嵩上げ）、設計基準を超える条件に対する考慮の追加により適合説明の対象とするもの。 「第3類のため対象外とする。」：割増し係数の変更がないこと、第3類に耐震重要度分類を変更した場合においては既認可の範囲にて第3類の地震力より大きい地震力で評価していることから変更に係る説明の対象外とするもの。 新設する第3類設備を含む） ※本施設には、安全上重要な施設がないため第2項及び第3項は対象外。
第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	第6条第1項	第6条第2項	第6条第3項	
—	—	—	○	—	—	新設機器のため対象。
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上
—	—	—	○	—	—	同上

## 第 11 条 火災等による損傷の防止

(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【遠心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D/E区分	耐震設計	備考	既認可							今回申請							技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 －：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外 ※本施設には安全上重要な施設がないこと、水素その他可燃性ガスを取り扱う設備及び焼結設備その他の加熱を行う設備はないため、第2項、第4項～第7項は対象外。
												火災等による損傷の防止							火災等による損傷の防止							
												第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	
1	濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機 (RE ■■■■)	2号カスケード棟	■	機	新型遠心機の更新等	新設	非安全重	1G		－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	安全機能（閉じ込め）喪失時の影響の程度により対象とする。主要材料に変更がないことから変更に関する説明は不要。	
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE ■■■■)	2号カスケード棟 2号蒸留塔設備棟	－	式	新型遠心機の更新等	新設	非安全重	1G		－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	同上	
3	濃縮施設	高周波電源設備	■■■■ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新型遠心機の更新等	新設	非安全重	第3類	■■■■ 高周波インバータ装置の計測制御系	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	安全機能喪失時の影響の程度により対象外。	
4	－	－	遠心機過回転防止機能	2号カスケード棟	－	－	新型遠心機の更新等	新設	非安全重	第3類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	

第 15 条 材料及び構造  
(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【速心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		<b>技術基準への適合に関する変更有無の考え方</b> 【既認可】欄 ○：適合説明対象 -：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） -：適合説明対象外
												第十五条第1項	第十五条第2項	第十五条第1項	第十五条第2項	
1	濃縮施設	カスケード設備	速心分離機 (RE■■■■)	2号カスケード棟	■	機	新型速心機の更新等	新設	非安重	1G		-	-	○	○	UF6を内包する設備であり、安全上重要（耐震重要度分類第1類又は第2類）な容器又は管であることからの対象とする。
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE■■■■)	2号カスケード棟 2号発回均置棟	-	式	新型速心機の更新等	新設	非安重	1G		-	-	○	○	同上
3	濃縮施設	高周波電源設備	■■■■ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新型速心機の更新等	新設	非安重	第3類		-	-	-	-	容器及び管に該当しないため対象外。
4	-	-	速心機過回転防止機能	2号カスケード棟	-	-	新型速心機の更新等	新設	非安重	第3類	■■■■ 高周波インバータ装置の計測制御系	-	-	-	-	同上

## 第 22 条 遮蔽

(新型遠心機への更新等)

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【速心機更新】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合説明対象 △：適合説明対象外 －：適合説明対象外 【今回申請】欄 ○：適合説明対象（変更内容により説明が必要） △：適合説明対象外（既認可から変更がないため説明が不要） －：適合説明対象外 ※本施設は遮蔽設備の設置が不要なため、第2項は対象外。 ※申請書においては、施設全体の線源評価となることから、個別の設備に表記するのではなく、施設共通として表記した。
												第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項	第二十二 条第 1項	第二十二 条第 2項	
1	濃縮施設	カスケード設備	速心分離機 (RE-████)	2号カスケード棟	█	機	新型速心機の更新等	新設	非安重	1G		－	－	○	－	内包するウラン量から線源として設定するため対象とする。
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管 (RE-████)	2号カスケード棟 2号発回貯蔵棟	－	式	新型速心機の更新等	新設	非安重	1G		－	－	－	－	内包するウラン量が少ない又は取り扱わないことから線源として設定しないため対象外。
3	濃縮施設	高周波電源設備	████ 高周波インバータ装置	2号カスケード棟	█	台	新型速心機の更新等	新設	非安重	第3類		－	－	－	－	同上
4	－	－	速心機過回転防止機能	2号カスケード棟	－	－	新型速心機の更新等	新設	非安重	第3類	████ 高周波インバータ装置の計測制御系	－	－	－	－	同上

※表中の赤字は、設工認申請書の記載の適正化を図る箇所を示す。